

「UWB(超広帯域)無線システムの技術的条件」のうち「マイクロ波帯を用いたUWB無線システムの屋外利用の周波数帯域拡張に係る技術的条件」に関する調査の進め方

「UWB(超広帯域)無線システムの技術的条件」(諮問第2008号)のうち、「マイクロ波帯を用いたUWB無線システムの屋外利用の周波数帯域拡張に係る技術的条件」に関し、以下のとおり調査を進めることとする。

1 検討対象システム及び調査事項

マイクロ波帯を用いたUWB無線システムの屋外利用の周波数帯域拡張に係る技術的条件を策定するため、新たな利用ニーズを踏まえ、既存無線システムとの周波数共用を図りつつ、以下の事項を調査・検討する。

(1) 屋外で使用可能な周波数帯域の拡張範囲の検討

UWB(超広帯域)無線システムの割当帯域は広く、共用システムが多く存在するため、令和元年度の技術試験事務における検討結果を踏まえ、屋外利用が要望されている7.25～10.25GHzの周波数帯のうち、7.25～9.0GHzへの拡張について、他の無線システムへの影響を確認した上で検討を進める。

(2) 周波数拡張に伴う技術的条件の見直しの検討

屋外で使用可能な周波数帯域の拡張に伴う、他の既存無線システムを保護するための送信スペクトルマスクの見直しやレーダー用途での利用における混信防止機能の追加等の技術的条件の検討を進める。

2 検討スケジュール

別紙1のとおり

3 その他

本件の検討事項について、委員会が調査研究のために必要とする情報を収集し、委員会の検討を促進させるために別紙2の運営方針で、「UWB無線システム屋外利用検討作業班」を再開することとする。

なお、必要に応じて、関係者をオブザーバーとして参加させることとする。

今後のスケジュール

年月	分科会・委員会	作業班
令和2年 5月	4/30(木)～5/12(火) 委員会 ・検討開始 5/21(木)～5/27(水) 技術分科会(文書審議) ・検討開始報告	5月29日(金) 第5回作業班 ・調査検討事項・進め方の確認 ・利活用方策の検討 ・普及予測 ・既存無線システムとの共用検討結果 ・技術的条件案
6月		6月下旬 第6回作業班 ・既存無線システムとの共用検討 ・UWB 機器の運用制限の考え方
7～9月		7月下旬～9月上旬 第7回作業班 ・既存無線システムとの共用検討 ・技術的条件案(運用制限含めて) ・報告案素案 ※状況によってはもう1回開催
10月		10月上旬 第8回作業班 ・報告案とりまとめ
11月	11/4(水) 委員会 ・委員会報告案とりまとめ (意見募集30日程度)	
令和3年 1月	1/13(水) 委員会 ・意見募集の結果とそれに対する陸上無線通信委員会の考え方 1/26(火) 技術分科会 ・一部答申	

UWB 無線システム屋外利用検討作業班の運営方針

1 作業班の構成

- (1) 作業班は、陸上無線通信委員会(以下「委員会」という。)主査から指名された者により構成される。
- (2) 作業班主任は、委員会主査から指名された者がこれに当たる。
- (3) 作業班に主任代理を置くことができ、主任から指名された者がこれに当たる。

2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の調査研究及び議事を掌握する。
- (2) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (3) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (4) 主任は、作業班の会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主任は、構成員に調査研究の協力を求めることができる。
- (6) 主任は、必要があると認める時は、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (7) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

3 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合